

[事案 2022-69] 新契約無効請求

・令和4年12月22日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年12月に契約した終身保険について、令和3年12月に解約したが、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料と解約返戻金等の差額を支払ってほしい。

(1)保険料の払込終了時に1,000万円を受け取ることができると説明を受けたため、そのような契約内容だと信じていた。

(2)募集人から、解約に関する説明を一切受けていない。

<保険会社の主張>

募集人は、設計書等の記載に沿い適切に説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、募集時に同席した職員に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。